

障がい福祉サービスの充実について

提案内容	<p>障がい者福祉サービスを充実してほしい。</p> <p>家族が難病を患っており市外医療機関を受診している。これまで自動車を運転して通院していたが、自身での運転が困難となってきた。私も仕事をしており通院の度に仕事を休むことは困難な状況にある。そうしたことから、障がい者（難病患者）が通院のための移動手段を確保するとともに通院の介助をお願いしたい。</p>
回 答	<p>障がい者福祉サービスにかかるご提案をいただきありがとうございます。</p> <p>障がいのある方の移動手段については、お身体の状況に応じた公共交通機関を利用いただいています。中でもタクシーでは、一般タクシー（市内5事業者）のほかに福祉タクシー（市内5事業者）もご利用いただけます。また、公共交通機関での対応が困難な場合に利用できる福祉有償運送を行うNPO法人（市内3法人）もごございます。ご自身の身体の状況に応じた移動手段を利用いただくことが可能ですので移動手段の確保でお困りの場合は基幹相談支援センター（電話0854-47-7101）にご相談ください。</p> <p>なお、一定の条件のもと、バス・タクシーの利用にあたってはバス・タクシー利用料金助成事業（優待乗車券）や福祉タクシーの利用料金助成事業を行っています。</p> <p>また、公共交通機関利用時及び病院受診時に介助が必要な場合は、居宅介護サービスや外出時介助等（移動支援）事業（いずれもいわゆるホームヘルプサービス）を利用できる場合がありますのでご相談ください。</p> <p style="text-align: right;">（回答部署：健康福祉部長寿障がい福祉課）</p>